

特定非営利活動法人 日本小児がん看護学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本小児がん看護学会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、小児がんの子どもと家族を支援する看護職・関連職種および支援に携わる者に対し、より高度な知識・技術を得るための研鑽の機会を設けることで、看護実践と教育・研究の向上・発展に資すること、加えて広く市民に対し小児がんの子どもと家族への理解を深め、子どもの健康維持・増進に関心を深めるための活動を行い、これらをもって医療福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表に掲げる項目のうち、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 学会誌の発行
 - (2) 学術集会・研修会等の開催
 - (3) 看護専門職の実践の向上及び研究・教育活動の推進
 - (4) ニュースレターの発行
 - (5) 小児がん看護の実践・教育・研究に関する情報交換
 - (6) 国内外の関係学会、各地の親の会との交流
 - (7) その他本会の目的達成に必要な活動
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 出版事業
 - (2) その他本会の運営を円滑にするために必要な事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、同項に掲

げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 理事長を務めた正会員、あるいは本学会の社会的評価を高める功績および学会運営に特段の功績をあげた正会員の中から理事会が推薦し、総会で承認された個人

(入会)

第7条 正会員は、小児がん看護の実践、教育又は研究に従事する者及び小児がんの子どもと家族を支援している者のいずれかであり、本会の趣旨に賛同するものとする。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 既に納入した会費、その他の拠出金品は、返還しない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上20人以内
 - (2) 監事 2人以上4人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充

しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算

(5) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(6) 会費の額

(7) 会員の除名

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 解散における残余財産の帰属

(10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面や電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名し、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、事業報告及び収支決算を始めとするこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面等により招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が署名し、押印しなければならない。

第 5 章 資産

（構成）

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（区分）

第 38 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

（管理）

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会計

（会計の原則）

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第 41 条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

（事業年度）

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決

を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第44条 (削除)

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の理事会の議決を経た決算に関する書類は、次年度の通常総会において、その内容を報告するものとする。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は所轄庁の認証日以降施行する。
- 2 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事長 梶山祥子

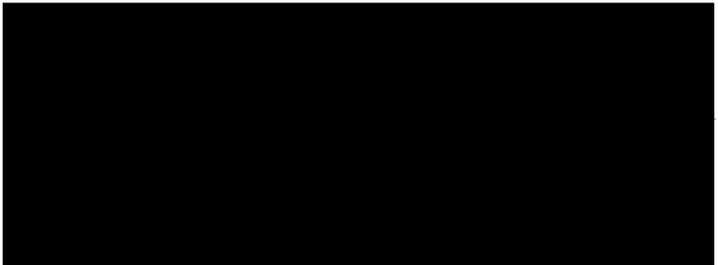
副理事長 丸光恵

副理事長 門倉美知子

理事 内田雅代

理事 野中淳子
理事 森美智子
理事 塩飽仁
理事 石川福江
理事 小原美江
理事 小川純子
理事 富岡晶子
理事 前田留美
監事 石橋朝紀子
監事 吉川久美子

- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、賛助会員については、毎年一口以上とし、年によって変動しても構わないものとする。
 - (1) 正会員 年 5,000 円
 - (2) 賛助会員 (個人) 年一口当たり 10,000 円
(団体) 年一口当たり 50,000 円
- 8 この定款は、長野県知事の変更認証のあった日から施行する。
- 9 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項及び定款附則 3 の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 22 年 12 月 31 日までとする。
- 10 この定款は、令和 5 年 9 月 30 日から施行する。
- 11 第 42 条の規定にかかわらず、令和 6 年 1 月 1 日から始まる令和 6 年度の事業年度は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 12 この定款は、令和 年 月 日から施行する。



2025年度事業計画書

2025年4月1日から 2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本小児がん看護学会

1 事業実施の方針

研究活動、国内外の情報収集を通じて、小児がん看護にかかわる最新の知見を得て、日本の臨床で適応可能な看護を探求してゆく。学会を開催し、得られた知見を小児がん患者および家族にかかわる看護職者及びその他の職種へ広く伝達し、看護実践を向上させる。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込 額(千円)
(1)学会誌の発行	学会誌の発行	2025年 9月	全国	10人	会員と会員外の 専門職約800人	802
	学会抄録集の発行 (PDF)	2025年 10月	全国	10人	会員と学会参加 者約850人	0
(2)学術集会・研修 会等の開催	第23回日本小児 がん看護学会の開 催準備	2025年 11月	福岡県	30人	小児がんのこど ものケア従事者 約1,500人	500
	第24回日本小児 がん看護学会の開 催準備	2025年4 月-2026 年3月	神奈川県	30人	小児がんのこど ものケア従事者 約1,500人	100
	第21回小児がん 看護実践セミナー	2025年 8月	京都府	10人	小児がんのこど ものケアに従事 する看護師ほか 約100名	447
	2025年度教育セ ミナー	2025年 11月	福岡県	10人	小児がんのこど ものケアに従事 する看護師ほか 500人	(学会事業 費に含ま れる)
(3)小児がん看護 師の認定等に関す る事業(看護専門職 の実践の向上及び研 究・教育活動の推進)	小児がん看護研修 事業	随時	全国	10人	会員と会員外の 専門職約100人	875
	研修事業運営	随時	全国	2人	会員と会員外の 専門職約100人	1848
(4)機関紙の発行 (ニュースレターの発 行)	ニュースレターの 発行(web)	2025年 6月・10月	全国	10人	会員と会員外の 専門職約1000 人	0
(5)小児がん看護 の実践・教育・研究 に関する情報交換	海外学術団体との 交流(国際小児が ん学会(SIOP 20 25)参加)	2025年 10月	オランダ /アムス テルダム	5人	主に看護部会へ の参加者50人	(参加者自 己負担)

	各種調査・研究の実施・成果の公表	随時	全国	15人	看護師・専門職者・小児がんの子どもと家族約3500人	0
	ケア検討活動事業（小児がん患者のケアの研究および臨床現場のケア改善を目指した活動）	随時	全国	20人	看護師・専門職者・小児がんの子どもと家族約2000人	210
	学術検討活動事業（研究活動促進・活発な学術交流に向けた会員への支援）	2025年4月-2026年3月	全国	10人	会員と会員外の専門職約500人	160
	国際交流検討活動事業（海外の小児がん医療・看護に関する研鑽機会の提供）	随時	全国	5人	小児がんのこどものケアに従事する看護師ほか500人	655
	研究奨励事業（学会誌の投稿論文からの優秀論文の選考・表彰）	2025年11月	全国	7人	看護師・専門職者等のうち、学会誌へ投稿した論文著者（約2名）	30
	研究活動助成事業（会員への研究費助成）	2025年9月	全国	3人	会員2名	105
	会員および家族および関連団体に向けた小児がんに関する情報発信・交流	随時	全国	10人	会員、メーリングリスト登録者、及びホームページ閲覧者（看護師・専門職者・小児がんの子どもと家族約1000人）	107
(6)国内外の関係学会、各地の親の会との交流	第23回日本小児がん看護学会合同セッションを実施	2025年11月	福岡	10人	参加者約200人	(学会事業費に含まれる)
(7)その他本会の目標達成に必要な活動	なし					

(2)その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
	本年度は実施しない				

2026年度事業計画書

2026年4月1日から 2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本小児がん看護学会

1 事業実施の方針

研究活動、国内外の情報収集を通じて、小児がん看護にかかわる最新の知見を得て、日本の臨床で適応可能な看護を探求してゆく。学会を開催し、得られた知見を小児がん患者および家族にかかわる看護職者及びその他の職種へ広く伝達し、看護実践を向上させる。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込 額(千円)
(1)学会誌の発行	学会誌の発行	2026年 9月	全国	10人	会員と会員外の 専門職約800人	850
	学会抄録集の発行 (PDF)	2026年 10月	全国	10人	会員と学会参加 者約850人	0
(2)学術集会・研修 会等の開催	第24回日本小児 がん看護学会の開 催準備	2026年 11月	神奈川県	30人	小児がんのこど ものケア従事者 約1,500人	500
	第25回日本小児 がん看護学会の開 催準備	2026年4 月-2027 年3月	埼玉県	30人	小児がんのこど ものケア従事者 約1,500人	100
	第22回小児がん 看護実践セミナー	2026年 8月	東京都	10人	小児がんのこど ものケアに従事 する看護師ほか 約100名	441
	2026年度教育セ ミナー	2026年 11月	神奈川県	10人	小児がんのこど ものケアに従事 する看護師ほか 500人	(学会事業 費に含ま れる)
(3)小児がん看護 師の認定等に関す る事業(看護専門職 の実践の向上及び研 究・教育活動の推進)	小児がん看護研修 事業	随時	全国	10人	会員と会員外の 専門職約100人	1129
	研修事業運営	随時	全国	2人	会員と会員外の 専門職約100人	1848
(4)機関紙の発行 (ニュースレターの発 行)	ニュースレターの 発行(web)	2026年 6月・10月	全国	10人	会員と会員外の 専門職約1000 人	0
(5)小児がん看護 の実践・教育・研究 に関する情報交換	海外学術団体との 交流(国際小児が ん学会(SIOP 20 26)参加)	2026年 9月	米国/サ ンアントニ オ	5人	主に看護部会へ の参加者50人	(参加者自 己負担)

	各種調査・研究の実施・成果の公表	随時	全国	15人	看護師・専門職者・小児がんの子どもと家族約3500人	0
	ケア検討活動事業 (小児がん患者のケアの研究および臨床現場のケア改善を目指した活動)	随時	全国	20人	看護師・専門職者・小児がんの子どもと家族約2000人	210
	学術検討活動事業 (研究活動促進・活発な学術交流に向けた会員への支援)	2026年4月-2027年3月	全国	10人	会員と会員外の専門職約500人	160
	国際交流検討活動事業(海外の小児がん医療・看護に関する研鑽機会の提供)	随時	全国	5人	小児がんのこどものケアに従事する看護師ほか500人	655
	研究奨励事業 (学会誌の投稿論文からの優秀論文の選考・表彰)	2026年11月	全国	7人	看護師・専門職者等のうち、学会誌へ投稿した論文著者(約2名)	30
	研究活動助成事業 (会員への研究費助成)	2026年9月	全国	3人	会員2名	105
	会員および家族および関連団体に向けた小児がんに関する情報発信・交流	随時	全国	10人	会員、メーリングリスト登録者、及びホームページ閲覧者(看護師・専門職者・小児がんの子どもと家族約1000人)	107
(6)国内外の関係学会、各地の親の会との交流	第24回日本小児がん看護学会合同セッションを実施	2026年11月	神奈川県	10人	参加者約200人	(学会事業費に含まれる)
(7)その他本会の目標達成に必要な活動	なし					

(2)その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
	本年度は実施しない				

2025年度 活動予算書

特定非営利活動法人

日本小児がん看護学会

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		7,466,000		0	7,466,000
正会員受取会費	7,416,000				
賛助会員受取会費	50,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0				
4 事業収益		1,250,000		0	1,250,000
研修会事業収益	1,250,000				
5 その他の収益		51,000		0	51,000
受取利息	1,000				
学会誌等販売収益	50,000				
経常収益計		8,767,000		0	8,767,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		1,902,890		0	1,902,890
アルバイト代	54,890				
給料手当	1,848,000				
(2) その他経費		3,973,800		0	3,973,800
印刷製本費	800,000				
会議費	115,000				
会場費	200,000				
研究費	100,000				
交通費	565,000				
広報費	52,000				
消耗品費	77,000				
通信費	828,000				
支払手数料	9,800				
支払助成金	600,000				
支払報酬料	580,000				
支払奨励金	30,000				
諸雑費	17,000				
事業費計		5,876,690		0	5,876,690
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
(2) その他経費		2,456,120		0	2,456,120
業務委託費	1,934,920				
会議費	0				
消耗品費	140,000				
通信費	171,200				
顧問料	210,000				
諸雑費	0				
管理費計		2,456,120		0	2,456,120
経常費用計		8,332,810		0	8,332,810
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		434,190		0	434,190
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③					
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		434,190		0	434,190
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					24,081,363
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					24,515,553

2026年度 活動予算書

特定非営利活動法人

日本小児がん看護学会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		7,466,000		0	7,466,000
正会員受取会費	7,416,000				
賛助会員受取会費	50,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0				
4 事業収益		1,400,000		0	1,400,000
研修会事業収益	1,400,000				
5 その他の収益		51,000		0	51,000
受取利息	1,000				
学会誌等販売収益	50,000				
経常収益計		8,917,000		0	8,917,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		1,902,890		0	1,902,890
アルバイト代	54,890				
給料手当	1,848,000				
(2) その他経費		4,269,300		0	4,269,300
印刷製本費	930,000				
会議費	91,800				
会場費	320,000				
交通費	665,000				
消耗品費	55,000				
通信費	772,700				
支払手数料	557,800				
支払助成金（学術集会助成金/研究活動助成金）	700,000				
支払報酬料	130,000				
支払奨励金	30,000				
諸雑費	17,000				
事業費計		6,172,190		0	6,172,190
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
(2) その他経費		2,477,720		0	2,477,720
業務委託費	1,934,920				
会議費	10,000				
消耗品費	140,000				
通信費	177,800				
顧問料	210,000				
諸雑費	5,000				
管理費計		2,477,720		0	2,477,720
経常費用計		8,649,910		0	8,649,910
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		267,090		0	267,090
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③					
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		267,090		0	267,090
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					24,515,553
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					24,782,643